



発行 東京都

目次

105

規則

○東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則………（産業労働局商工部経営支援課）…

規則

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十七号

東京都立産業貿易センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立産業貿易センター条例施行規則（昭和五十八年東京都規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、当該展示品に関する説明又は書類の整理」を削り、「東京都産業労働局長（以下「局長」という。）を「知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、東京都立産業貿易センター台東館の展示室又は会議室の時間外利用を認める場合は、見本市、展示会等の開催に係る展示品に関する説明又は書類の整理のために開場時間と接続して利用する場合で、知事が特に必要があると認めるときとする。

第二条第一項及び第二項中「局長」を「知事」に改め、同条第三項中「又は会議室」

を削り、「、又は」の下に「展示室若しくは会議室の利用の承認を受けた者が」を加え、「局長」を「知事」に改める。

第三条及び第四条中「局長」を「知事」に改める。

第七条第一項第二号中「局長」を「東京都産業労働局長（以下「局長」という。）」に改める。

第十二条から第十四条までの規定中「局長」を「知事」に改める。

第十七条第一項中「東京都産業労働局長（以下「局長」という。）を「知事」に、「規定中「局長」」を「規定中「知事」」に改め、同条第二項中「局長」を「知事」に改める。

別表一の項を次のように改める。

一 浜松町館

施設及び附帯設備		利用の種別		利用料	
1 施設	(1) 展示室	利用の種別	単 位	金 額	
		一室を利用する場合	一日につき	五八八、〇〇〇円	
			日中の時間帯につき	三九二、〇〇〇円	
			夜間の時間帯一時間につき	四九、〇〇〇円	
		時間外利用一時間につき		一四、五〇〇円	
	半室を利用する場合		一日につき	二九四、〇〇〇円	
			日中の時間帯につき	一九六、〇〇〇円	
			夜間の時間帯一時間につき	二四、五〇〇円	
		時間外利用一時間につき		七、二五〇円	
	展示室の全部を利用する場合		一日につき	二、三五二、〇〇〇円	
			日中の時間帯につき	一、五六八、〇〇〇円	
			夜間の時間帯一時間	一九六、〇〇〇円	

														(2) 会議室									
第二会議室 の二室を利 用する場合				第一会議室 の半室を利 用する場合				第一会議室 の二室を利 用する場合															
第二会議室	一日につき	時間外利用一時間に つき	き とにつ 間帯ご 利用時 午後 午前				時間外利用一時間に つき	き とにつ 間帯ご 利用時 午後 午前				時間外利用一時間に つき	一日につき	時間外利用一時間に つき									
			午後・夜間	午前・午後	夜間	午後		午後・夜間	午前・午後	夜間	午後				午後・夜間	午前・午後	夜間	午後					
	三三、五〇〇円	一、六四〇円	四六、九〇〇円	四六、九〇〇円	二〇、一〇〇円	二六、八〇〇円	二〇、一〇〇円	六七、〇〇〇円		一〇、七〇〇円	一〇、七〇〇円	四、六〇〇円	六、一〇〇円	四、六〇〇円	一五、三〇〇円	七六〇円	二一、四〇〇円	二一、四〇〇円	九、二〇〇円	一二、二〇〇円	九、二〇〇円	三〇、六〇〇円	五八、〇〇〇円

														2 附帯 設備								
(4) 放送設 す				(3) 商談い				(2) 商談机				(1) 展示台										
				第三会議室 の半室を利 用する場合				第三会議室 の二室を利 用する場合				第三会議室 の二室を利 用する場合										
一式一日につき	一個一日につき	一個一日につき	一個一日につき	時間外利用一時間に つき	き とにつ 間帯ご 利用時 午後 午前				時間外利用一時間に つき	き とにつ 間帯ご 利用時 午後 午前				時間外利用一時間に つき	一日につき	時間外利用一時間に つき						
					午後・夜間	午前・午後	夜間	午後		午後・夜間	午前・午後	夜間	午後				午後・夜間	午前・午後	夜間	午後		
一、五〇〇円	六五円	八〇円	九〇円	一、一六〇円	三三、〇五〇円	三三、〇五〇円	一四、一五〇円	一八、九〇〇円	四七、二〇〇円	二、三二〇円	六六、一〇〇円	六六、一〇〇円	二八、三〇〇円	三七、八〇〇円	二八、三〇〇円	九四、四〇〇円	八二〇円	二二、四五〇円	二三、四五〇円	一〇、〇五〇円	一三、四〇〇円	一〇、〇五〇円

	備								
(5) 高所作 業台			一台一日につき					四、五〇〇円	

別表備考中「一日」とは」の下に「、浜松町館にあつては午前九時から午後九時まで、台東館にあつては」を、「午前九時から午後五時まで」の下に「、日中」とは午前九時から午後五時までを、「夜間」とは、展示室にあつては午後五時から午後九時まで、会議室にあつては午後六時から午後九時までを、「午後一時から午後五時まで」の下に「、午前・午後」とは午前九時から午後五時までを、「午後・夜間」とは午後一時から午後九時までを」を加え、同表備考を同表備考一とし、同表備考に次のように加える。

二 浜松町館の展示室を、夜間の時間帯に展示品の搬出又は造作の撤去のために利用する場合の利用料金の額については、浜松町館の展示室の時間外利用に係る利用料金の額とする。

三 浜松町館の附帯設備を、日中又は夜間の時間帯のみ利用する場合の利用料金の額については、浜松町館の附帯設備の一日当たりの利用料金の額とする。

別記第一号様式及び第二号様式中
台東館 を 浜松町館 台東館
 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定（「東京都産業労働局長（以下「局長」という。）を「知事」に改める部分を除く。）、別表の改正規定並びに別記第一号様式及び第二号様式の改正規定については、東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第九十号）の施行の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001